（別紙）監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 1

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。
これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	**<Comply>** 包括代表パートナーは、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、品質管理の重要性、職業的専門家として基準や法令を遵守すること、常に職業的懐疑心を保持し業務に従事することの重要性について、全社員及び常勤・非常勤を問わず全ての職員に対して、メールや研修内、タウンホールミーティングにおいてメッセージを継続的に発信しています。	➢ P.1～2 1．(1)包括代表パートナーからのメッセージ ➢ P.5～ 6 2．(1)品質管理基盤 品質を重視する風土の醸成（職業的懐疑心の保持及び発揮）
指針1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	**<Comply>** 我々のミッションとして、以下を掲げています。 • 会社の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献する • タレントが互いの個性を尊重しながら、プロフェッショナリズムを身に着け、発揮し続ける環境を提供する • 深度あるコミュニケーションと一歩先を見据えたアドバイスにより、ステークホルダーに感謝、信頼される専門家集団であり続ける また、当監査法人の経営理念や職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を社員・職員が実践するための行動指針として、「Our Code of Conduct」を制定しています。	➢ P.1 1．(1)包括代表パートナーからのメッセージ ミッション ➢ P.5～ 6 2．(1)品質管理基盤 品質を重視する風土の醸成（職業的懐疑心の保持及び発揮）
指針1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	**<Comply>** 高い監査品質を維持し続けるためには、組織全体での質の管理と向上を図る必要があると考えております。そのためには、個人個人の監査品質に対する意識の向上、さらに適切なトレーニングや教育プログラムを実施し能力向上を図っています。	➢ P.1～2 1．(1)包括代表パートナーからのメッセージ 法人運営について ➢ P.21 2．(3)人的基盤 能力開発に関する方針・体制

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	<Comply> 「Our Code of Conduct」において、開放的な組織風土を支援するための行動指針を示しています。 また、監査チームディスカッション、法人主催研修やタウンホールミーティングの開催にあたっては、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論が積極的に行えるよう、コンテンツを工夫しています。	➢ P.5～6 2．(1)品質管理基盤 品質を重視する風土の醸成（職業的懐疑心の保持及び発揮） ➢ P.29 2．(7)コミュニケーション基盤 当監査法人の社員・職員間のコミュニケーション
指針1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	<Comply> 非監査業務の提供は監査業務の品質の向上、社員・職員の貴重な育成機会であると考え、IPO準備会社に対するショートレビューや、株式上場支援業務のほか、成長企業への内部管理体制の構築支援、決算早期化や決算及び開示体制の強化支援等、会計・監査業務に関係する領域の非監査業務の提供に積極的に取り組んでいます。ただし、当監査法人の監査先への非監査業務の提供は、利益相反や監査の独立性に抵触する懸念があるため、原則として実施しません。 また、多様な働き方や多様な経験の蓄積という観点から、当監査法人での業務遂行に支障がない範囲で、社員・職員に兼業・副業を認めています。ただし、利益相反や独立性への懸念があるため、一定の制限を設け、個別案件ごとに社員総会で承認しています。	➢ P.19 2．(2)組織・ガバナンス基盤 非監査業務の提供の方針 ➢ P.22 2．(3)人的基盤 兼業・副業に関する考え方
指針1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の経営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークへの加盟及び他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っておりません。	－

原則2　組織体制（実効的な経営機能）

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<Comply> 当監査法人はパートナー８名体制のため、経営機関は社員全員をもって構成する「社員総会」がその機能を果たしています。	P.15～16 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 経営組織体制と各機関の役割 監査事務所の経営機関
指針2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	<Comply> 監査法人の経営機関である社員総会は、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するための方針及び手続を決定するとともに、監査現場からの必要な情報等を適宜共有し、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる。また、品質管理の向上に向けた取組みを継続的に行い、定期的にその実効性の評価を行います。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務責任者の判断に任せるだけではなく、品質管理部門による関連情報の入手、重要事項の内容分析と対応策の検討を実施し、最終的に社員総会において監査法人としての適切な判断ができる体制を構築しています。 ・被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で、経済環境や監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場において被監査会社との間での十分な意見交換や議論を実施しています。 ・監査環境の変化に適した人材の確保と能力開発に取り組むとともに、多様なタレントが個性を活かしつつも、互いを尊重し、高いインテグリティとプロフェッショナリズムを発揮しつづけられる職場環境づくりに取り組んでいます。	P.15～16 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 経営組織体制と各機関の役割 監査事務所の経営機関 ➢ P.29 ２．(7)コミュニケーション基盤 被監査会社とのコミュニケーション ➢ P.20～23 ２．(3)人的基盤 人材の確保 能力開発に関する方針・体制 アサイン 人事評価

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討･整備	<Comply> すべてのエンゲージメントにおいて電子調書システムを利用して監査調書の作成及び監査業務の進捗管理を行を行うとともに、PC に成果物が残るリスクに対応するため、秘密分散ソフトウェアを搭載した PC の貸与、クラウド環境を活用した監査先との資料授受を行うことで情報漏洩リスクの低減と業務の効率化を図っております。 なお、現状の当監査法人の被監査会社の規模、事業拠点数、事業の複雑性、取引量等を勘案すると、仕訳分析、証憑突合、残高確認その他の監査手続は表計算ソフトにて対応が可能ですが、今後、被監査会社の特性に状況の変化やテクノロジーの進化が見られた場合には、深度ある監査を実現するためのさらなるIT基盤の実装化を検討していきます。	➢ P.24 ２．(4)IT基盤 監査業務におけるITの活用状況
指針2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	<Comply> 経営機関の構成員である社員は、監査業務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、マネジメント能力を備えた人材を社員総会で選任しています。	➢ P.16 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 監査事務所の経営機関

原則3　組織体制（経営機能の実効性を監督・評価する機能）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<Comply> 当監査法人の規模・特性等を踏まえて監督・評価機関は設けていませんが、独立性を有する第三者を1名選任しています。 独立性を有する第三者は社員総会の参加などを通じて、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保しています。	➢ P.17 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者 －独立性を有する第三者
指針3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	<Comply> 上場企業等を監査する監査法人として、監査品質の持続的な向上に向けて透明性の高い組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、独立性を有する外部の第三者の知見を活用しています。 併せて、独立性を有する第三者に期待する役割及び独立性に関する要件を定めています。	➢ P.17～18 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者 －期待する役割 －貢献及び独立性に関する考え方 －独立性を有する第三者の知見の活用

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 • 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 • 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 • 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 • 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 • 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 • 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	<Comply> 独立性を有する第三者に期待する役割は左記の６つとしています。 このうち、当監査法人の規模やステージを勘案すると、当面は以下に関する評価・監督が重要と考えております。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	➢ P.17～18 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者 －選任理由 －期待する役割
指針3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	<Comply> 独立性を有する第三者には、社員総会等への出席と議事録の閲覧、定期的なフィードバック面談の実施等を通じて、助言・提言をいただいています。 原則として会議開催の1週間前までに議題と関連資料を提供し、監督・評価の業務執行にあたって補佐を行う社員を任命しています。	P.18 ２．(2)組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者 －貢献及び独立性に関する考え方

原則4 業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。
また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<Comply> 監査責任者が監査の現場から会計監査の品質向上に資する情報等を適時に社員総会に共有するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させています。 監査チームディスカッション、法人主催研修やタウンホールミーティングの開催にあたっては、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論が積極的に行えるよう、コンテンツを工夫しています。	➢ P.29 2．(7)コミュニケーション基盤 当監査法人の社員・職員間のコミュニケーション
指針4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<Comply> 社員総会は、人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を定め、運用しています。 その際、監査業務の品質を最優先するという方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させることに取り組んでいます。	➢ P.5～6 2．(1)品質管理基盤 品質を重視する風土の醸成（職業的懐疑心の保持及び発揮） ➢ P.21、22～23 2．(3)人的基盤 能力開発に関する方針・体制 人事評価
指針4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 • 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	<Comply> 監査チームのメンバーは、以下の事項を考慮し、職業的懐疑心の適切な発揮や十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員・職員等をそれぞれの監査業務に選任しています。 ・被監査会社が属する産業の知識 ・業務の内容と複雑さの程度 ・実務経験 ・監査業務や職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解度 ・ＩＴその他の会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識 ・職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力 ・海外子会社監査の経験 ・ IPO 準備会社に対する監査業務への知識及び経験	➢ P.22 2．(3)人的基盤 アサイン

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
• 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	<Comply> 非監査業務の提供は監査業務の品質の向上、社員・職員の貴重な育成機会であると考え、提供に積極的に取り組み、社員・職員に非監査業務従事への機会を与えています。 また、多様な経験の蓄積という観点から、当監査法人での業務遂行に支障がない範囲で、社員・職員の兼業・副業を認めています。	➢ P.19 2．(2)組織・ガバナンス基盤 非監査業務の提供の方針 ➢ P.22 2．(3)人的基盤 兼業・副業に対する考え方
• 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	<Comply> 社員・職員の評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、業務に関連する幅広い知見や経験、能力、適性を考慮して実施し、当該評価結果をアサイン、昇給あるいは昇格・昇進及び人材育成に反映しています。	➢ P.22～23 2．(3)人的基盤 アサイン 人事評価
• 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	<Comply> 期初に管理部門（教育・研修）が「研修計画」を企画・立案し、社員総会で協議・決定しています。その他、OJT（On the Job Training）の実施や非監査業務の経験の機会の提供を通じて、社員・職員の能力開発を行っています。 社員・職員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備するため、各自の業務量及び時間的余裕の程度を把握し、同一決算期の被監査会社へのアサインが生じる場合には時期の重複が生じないよう配慮しています。	➢ P.21～22 2．(3)人的基盤 能力開発に関する方針及び体制 アサイン
指針4-4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<Comply> 被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で、経済環境や監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場において被監査会社との間での十分な意見交換や議論を実施しています。	➢ P.29 2．(7)コミュニケーション基盤 被監査会社とのコミュニケーション
指針4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<Comply> 「内外からの通報に関する取扱い規程」において方針及び手続を整備・運用しています。 なお、ご提供頂いた情報の内容及び個人情報については、通報したことも含め秘密保持義務を厳守し、一切開示しません。また、通報を理由とした不利益な取扱いも行いません。	➢ P.12 2．(1)品質管理基盤 内外通報制度

原則5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。
また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	<Comply> 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表しています。	本監査品質のマネジメントに関する年次報告書
指針5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	<Comply> 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の以下において、説明しています。	本監査品質のマネジメントに関する年次報告書
• 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	1．(1)包括代表パートナーからのメッセージ	➢ P. 1 ～ 2
• 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	1．(1)包括代表パートナーからのメッセージ　ミッション 2．(1)品質管理基盤　品質を重視する風土の醸成	➢ P. 1 ➢ P. 5 ～6
• 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	2．(1)～(6)内　監査品質指標 （AQI）	➢ P. 5 ～28
• 監査法人における品質管理システムの状況	2．(1)品質管理基盤	➢ P. 5 ～14
• 経営機関等の構成や役割	2．(2)組織・ガバナンス基盤　経営組織体制と各機関の役割	➢ P.15～16
• 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	2．(2)組織・ガバナンス基盤　独立性を有する第三者	➢ P.17～19
• 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	2．(2)組織・ガバナンス基盤　非監査業務の提供の方針	➢ P.19

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
• 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） • 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 • 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 • 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 • 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	２．(4)IT基盤　監査業務におけるITの活用状況、情報セキュリティ ２．(3)人的基盤　人材の確保、能力開発に関する方針・体制 ２．(5)財務基盤　財務基盤の安定性の確保、報酬依存度 ２．(6)国際対応基盤　海外子会社等の監査 ２．(1)品質管理基盤 モニタリングと是正活動、品質管理システムに関する評価 ２．(2)組織・ガバナンス基盤　独立性を有する第三者 独立性を有する第三者からの評価	➢ P.24～25 ➢ P.20～21 ➢ P.26～27 ➢ P.28 ➢ P.11～12、P.13 ➢ P.19
指針5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 • グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 • グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 • 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	グローバルネットワークへの加盟及び他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っておりません。	➢ P.28 ２．(6)国際対応基盤 将来に向けた国際対応基盤の強化について

指針の内容	適用状況（要旨）	監査品質のマネジメント 年次報告書における記載箇所
指針5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	<Comply> ステークホルダーの期待に応えるため、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、各ステークホルダーと積極的な意見交換を実施しています。 意見交換から得た有益な情報を監査品質の向上にどのように反映させるかについては、独立性を有する第三者の知見も活用して社員総会で検討し、組織的な運営の改善に取り組んでいます。	➢ P.29 2．(7)コミュニケーション基盤 被監査会社とのコミュニケーション 株主、その他の資本市場参加者等とのコミュニケーション
指針5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	<Comply> 監査法人のガバナンス・コードの適用状況や品質管理システムの整備及び運用について監査品質の向上に向けた取組の実効性を評価するため、モニタリング及び改善プロセスを定めています。	➢ P.11～12、P.13 2．(1)品質管理基盤 モニタリングと是正活動 品質管理システムに関する評価
指針5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	<Comply> 被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報を監査品質の向上にどのように反映させるかについては社員総会で検討し、組織的な運営の改善に取り組んでいます。	➢ P.11～12 2．(1)品質管理基盤 モニタリングと是正活動 ➢ P.29 2．(7)コミュニケーション基盤 被監査会社とのコミュニケーション 株主、その他の資本市場参加者等とのコミュニケーション